

キャリアアップ助成金(人材育成コース)

《一般職業訓練・育児休業中訓練・中長期的キャリア形成訓練 計画届申請書類 チェックリスト》

【訓練開始の日の前日から起算して1カ月前までに必要な申請書類】

1	<input type="checkbox"/>	原紙	キャリアアップ助成金『キャリアアップ計画書』(様式第1号) ※表紙・共通・計画の3枚(初回のみ) 詳細は「キャリアアップ助成金、計画書チェックリスト」を参照してください
2	<input type="checkbox"/>	原紙	キャリアアップ助成金『一般職業訓練・育児休業中訓練・中長期的キャリア形成訓練』計画届(様式第3-1号)
3	<input type="checkbox"/>	写し	中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類 ①、②のいずれか ①企業の資本の額または出資の総額により、中小企業事業主に該当する場合 登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類など
		原紙	②企業全体の常時使用する労働者の数により、中小企業事業主に該当する場合 事業所確認票(様式第8号)
4	<input type="checkbox"/>	-	職業訓練の実施内容を確認するための書類 (訓練カリキュラムなど、日時・期間・訓練内容・経費が確認できるもの)
5	<input type="checkbox"/>	写し	OFF-JTの講師要件を確認する書類(様式第3-1号(別添様式4)) ※OFF-JTを申請事業主や申請事業主の従業員が実施する場合に限る
6	<input type="checkbox"/>	写し	訓練期間中の対象労働者の労働条件を確認できる書類 (雇用契約書、労働条件通知書など)
7	<input type="checkbox"/>	原紙	一般職業訓練に関する確認書(様式3-1号(別添様式1)) ※育児休業中訓練・中長期的キャリア形成訓練である場合を除く
8	<input type="checkbox"/>	-	対象労働者が育児休業期間中に訓練の受講を開始することが分かる書類(対象労働者の育児休業申出書など) ※育児休業中訓練である場合に限る
9	<input type="checkbox"/>	-	1~8までの提出書類について、個人番号(マイナンバー)が記載された書類の添付はありません

- ◆ 上記の書類の他に管轄労働局長が別途書類の提出を求める場合があります。
- ◆ 内容等に変更がない限り、キャリアアップ計画期間中は1の書類の提出を省略することができます。
- ◆ 6~8の書類は、対象労働者が訓練計画届を提出する日までに訓練計画届を提出する事業所に雇用されていない者である場合に限り、訓練計画届を提出後、訓練開始日までに提出可能です。なお、その場合であっても、提出が可能となった後、速やかに提出してください。
- ◆ 7育児休業中訓練・中長期的キャリア形成訓練をご利用の場合の確認書については、労働局まで確認ください。